

松本市教育委員会諮問 第1号
令和3年6月28日

松本市博物館協議会
会長 笹本正治 様

松本市立博物館
館長 木下 守

新・松本市立博物館の管理運営のあり方について（諮問）

松本市博物館協議会規則第3条第1項の規定に基づき、下記のとおり諮問します。

記

1 諮問理由

松本市教育委員会では、現在、令和5年秋の開館を目指して松本市基幹博物館（新・松本市立博物館）を建設しています。

この新しい博物館は、市民の皆さんが松本について学び、その成果を本市のまちづくりや観光等に活かすことで、本市の振興にこれまで以上に寄与することが求められています。

そこで、この新しい博物館の活動方針を定め、条例改正等の手続きを進めるに当たっての参考として、管理・運営のあり方について博物館協議会のこれまでの協議を踏まえ意見を伺います。

2 諮問項目

- (1) 休館日に関する事。
- (2) 開館時間に関する事。
- (3) 観覧料に関する事。
- (4) 管理運営の手法に関する事。
- (5) 貸室に関する事。
- (6) 特別展等の事業に関する事。